



皆さんの一票を無駄にすることのないよう、必ず投票しましょう！

9月8日(日)茨城県知事選挙

●問合先 市役所総務課内「市選挙管理委員会」 内線 353



茨城県知事の任期満了に伴う選挙が次のとおり執行されます。

▶告示日 8月22日(木)

▶開票日時

▶投票日時 9月8日(日) 7:00～20:00

9月8日(日) 21:00

投票のできる方は…

投票日当日に満20歳以上であり、守谷市選挙人名簿へ登録され、投票日当日まで有効に選挙人名簿へ登録されている方が投票できます。

投票するには…

各世帯に投票所入場券を送付しますので、自分の分を切り取って持参し、記載されている投票所で投票してください。

投票所入場券を忘れたり、紛失した場合や、また、投票所入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿と照合した上で投票することができますので、投票所係員に申し出てください。その場合は、本人であることを確認できる証（運転免許証等）を持参してください。

選挙公報は新聞折込で配布

選挙公報は、選挙期日の2日前までに各世帯へ新聞折込で配布する予定です（市内各公共施設にも用意します）。また、市ホームページでも見ることができます。

投票日に投票所へ行けない方は…

仕事や旅行などの理由で、投票日当日に投票ができない方のために、期日前投票制度があります。入場券が届いていない場合は、本人であることが確認できる証（運転免許証等）を持参してください。

▶期日前投票期間 8月23日(金)～9月7日(土) 8:30～20:00

▶期日前投票場所 市役所1階中会議室

▶持参品 投票所入場券

入院中の方や他市町村に滞在している方は…

不在者投票ができる指定病院等に入院中の方は入院先の病院で、また、他市町村に滞在中の方は滞在先の市町村で、不在者投票を行うことができます。

この制度を利用する場合は、各種手続きが必要となり、日数を要しますので、入院中の方は病院長へ、その他の方は市選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。

重度の障がいのある方は郵便等による不在者投票を

身体に重度の障がいがあるため、投票所へ行って投票することができない方には、自宅から郵便で投票できる郵便等投票制度があります。

郵便等による投票ができるのは、法律で決められた要件に該当し、郵便投票証明書の交付を受けている方に限られます。